

5. 災害等が発生した場合の緊急対応について（お願い）

児童等の保育所への登所・降所時の安全確保及び事故等を未然に防止するため、災害等が発生した場合の保育所の対応を次のとおり定めています。

災害等とは ①「暴風警報」の発令

②「大雨特別警報」の発令 「暴風特別警報」の発令

③「震度5弱以上の地震」の発生

④保育所所在地に「高齢者等避難」「避難指示」が発令

1. 午前7時までに、「大阪府全域」「北大阪地域」または「箕面市」に①②③④の災害等が発生したときは、臨時休所とします。

※上記の災害以外にも、複合災害により児童の安全が確保されない恐れがあると判断された場合や、施設の被害状況により、臨時休所となることがあります。又、施設の被害状況（停電など）により、臨時休所や給食が提供できず弁当持参となることがあります。

◆災害①②④の警報が、正午までに解除され、保育が可能になった場合は、すみやかに保育を開始します。

※この場合、給食はありません。正午までに登所される場合は弁当をお持ちください。

※正午以降に登所される場合は昼食を食べてからお越しください。

◆災害①②④の警報が、正午までに解除されない場合は、終日臨時休所とします。

◆災害③により臨時休所とした場合、保育が可能になった時点で、以下の方法で連絡します。

※箕面市ホームページ、箕面市市民安全メール、箕面市市民安全 LINE、FMラジオ（タッキー816みのおエフエム）等で連絡いたします。

2. 保育中に①②③④の災害等が発生した場合は、発生時点から臨時休所となります。

※すみやかにお迎えをお願いします。

※保育所から別の場所に避難する場合は、避難先を張り紙等にてお知らせします。避難先へのお迎えをお願いします。

※保護者のかたがお迎えに来られない場合は、事前届出者のかたにお引き渡します。

災害等の情報は保護者が責任をもってご確認ください。

①情報収集手段として、箕面市市民安全メール、市民安全 LINE 等へのご登録をお願いします。

②各所から伝達事項がある場合は、ライドンメールでもお知らせしますが、状況によっては、メールが配信できない場合があります。